令和８年度
『神奈川県食品の適正表示講習会資料』

健康増進法について



神奈川県保健福祉事務所・センター
保健福祉課　管理栄養士
健康医療局保健医療部 健康増進課　管理栄養士

令和８年８月作成　0

健康増進法に基づく表示について説明します。

令和７年度資料からの更新箇所

スライド番号	更新箇所
	なし

1

健康増進法に基づく「誇大表示の禁止」

健康増進法

第65条　何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において**「健康保持増進効果等」**という。）について、著しく**事実に相違する表示**をし、又は著しく**人を誤認させるような表示をしてはならない。**

＜例１　ウェブサイトで＞



＜例２　店頭のポップで＞

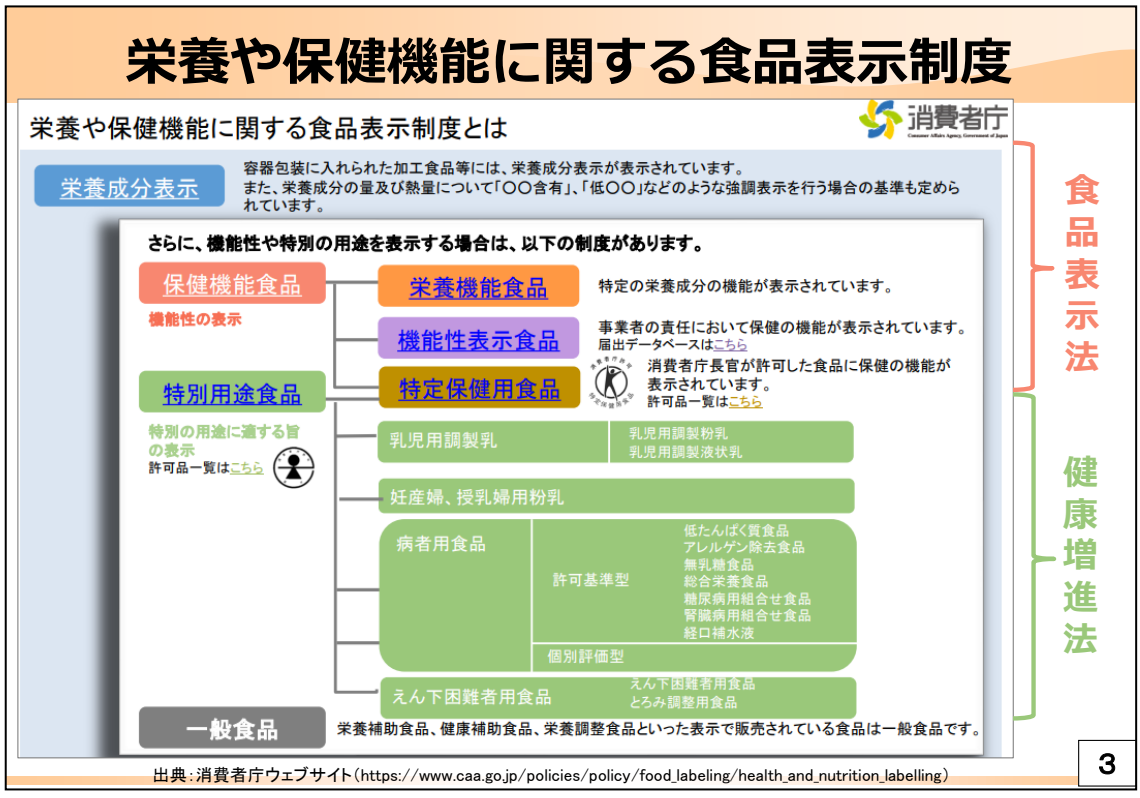


2

健康増進法第 65条第1項は、健康保持増進効果等についての虚偽誇大表示を禁止しています。

これは、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、ひいては適切な診療機会を逸してしまう事態を防止することを目的とするものです。

詳細は消費者庁ウェブサイトに公開されている、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」をご確認ください。

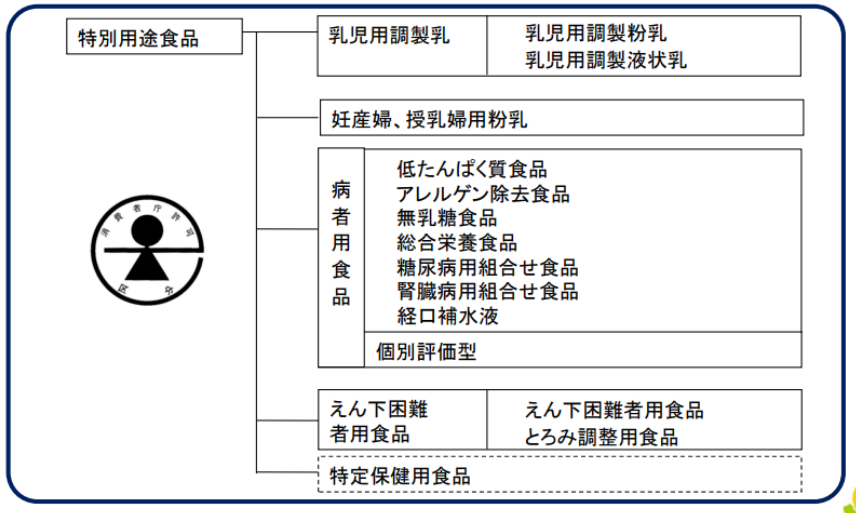


栄養や保健機能に関する食品表示制度では、食品表示法と健康増進法に係る制度があります。

ここでは、健康増進法の特別用途食品について説明していきます。

特別用途食品とは

【現在の特別用途食品】



消費者庁

4

出典：消費者庁ウェブサイト（https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses）

特別用途食品とは、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うものです（特別用途表示）。

特別用途食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならなりません（健康増進法第43条第1項）。

表示の許可に当たっては、規格又は要件への適合性について、国の審査を受ける必要があります。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

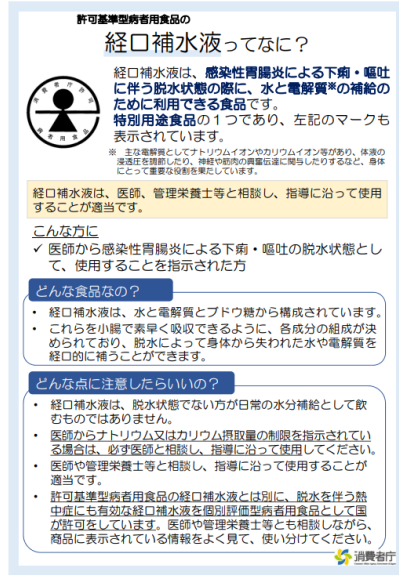
「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」
（一部改正　令和６年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知）

１．「経口補水液」と表示をして製品を販売するためには、特別用途食品の許可を得ること。

２．熱中症に適した病者用食品として経口補水液を販売する場合は、特別用途食品の個別評価型病者用食品としての許可を得ること。

許可を得ずに表示をした場合、
「内閣総理大臣の許可を受けなければならない」とする**健康増進法**（平成 14 年法律第 103 号）**第 43 条第１項の規定に違反**となります。

<参考：消費者庁作成リーフレット>



出典：消費者庁ウェブサイト（経口補水液について）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/oral_rehydration_solution

5

特別用途食品のなかでも、経口補水液に関する表示について、通知が発出されていますので、ご注意ください。

電解質組成を調製した清涼飲料水について、「経口補水液」との名称と共に、当該製品が特定の疾病のための食事療法上の期待できる効果 の根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていないのにも関わらず、広告その他 の表示において、「脱水時」、「熱中症対策」等と記載することにより、あたかも 脱水症状を起こしている人を対象とした病者用食品であるかのように表示して いる事例が散見されています。 広告を含め、このような表示は、病者用などの健康の保持・回復等の特別な用途を食品に表示する場合は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとする健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条第1項の規定に違反となります。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」
（一部改正　令和６年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知）

３．電解質組成を調製した清涼飲料水を、店頭ＰＯＰ、ポスター、説明会等で「熱中症対策」として使用する場合は、「「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂について」（平成28 年６月16 日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を参考にすること。

４．経口補水液は病者用食品であることから、販売店等において、消費者が医師、管理栄養士、薬剤師、看護師、登録販売員への相談、指導を得られる体制を構築することが望ましいこと。なお、販売方法の留意事項については、「「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年９月９日消食表第 296 号消費者庁次長通知）」の「別添３ 特別用途食品の取扱い及び指導要領」の「11 経口補水液の販売方法」を参照すること。

6

詳細は消費者庁ウェブサイトに公開されています。

「「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」の一部改正について」（令和6年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_241210_20.pdf

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（抜粋）
（一部改正　令和６年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知）

５．販売店舗等において、特別用途食品としての許可を受けたものを清涼飲料水と区分せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、**健康増進法第65 条第１項の規定に違反するおそれがある**ため、区別して陳列すること。

６．許可基準の新設については、特段、経過措置期間を要するものではないことから、特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかに必要な対応を講じること。なお、許可手続きや包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、**令和７年５月末の間に、対応を終える**旨を「特別用途食品の表示許可等について」（令和５年５月19 日消食表第237 号消費者庁次長通知）に示したことから、貴管下関係者等に対して指導を行うこと。

7

販売店舗等において、特別用途食品としての許可を受けたものを清涼飲料水と区分せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、健康増進法第 65 条第1項の規定に違反するおそれがあるため、区別して陳列する必要があります。

詳細は消費者庁ウェブサイトに公開されています。

「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について 」（令和5年11月20日　消費者庁食品表示企画課 事務連絡 ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_20231120_01.pdf

最新情報は消費者庁ウェブサイトでご確認ください

誇大表示の禁止

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/



詳しい内容・最新情報については、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。

最新情報は消費者庁ウェブサイトでご確認ください

特別用途食品

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses



9

詳しい内容・最新情報については、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。